

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35~40% 未満	30~35% 未満	25~30% 未満	20~25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	山形県山形市	区分	社協委託
キーワード	総合相談窓口の活用、法人後見と市民後見人養成の連携		

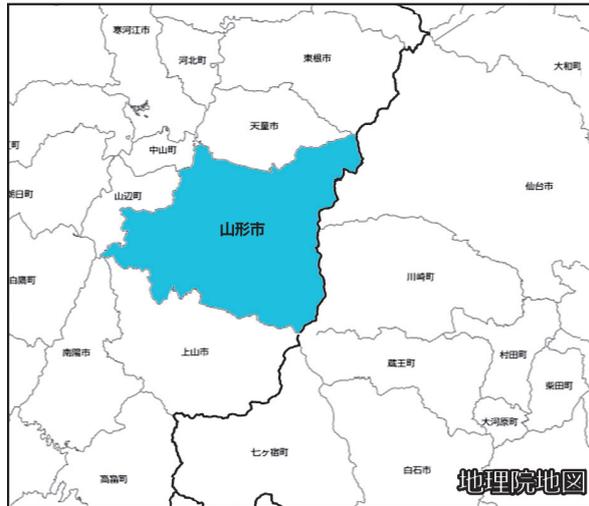
専門職を活用した事業検討と後見人支援

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	249,620人
面 積	381.585km ²
高齢化率	29.2%
地域包括支援センター	13か所
日常生活自立支援事業利用者数	186人
障害者相談支援事業所	14か所
療育手帳所持者数	1,626人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,485人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
466人	369人	80人	12人	5人

(2019年9月1日時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	44件	37件	32件	6件
内 訳	高齢者	39件	36件	6件
	障害者	5件	1件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
45人	4人	5人	45人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶社協の実践から見た課題をボトムアップし、センター設置へ

山形市社協では2006年に法人後見事業を開始、社協が成年後見利用に関する多くの相談を受けるなかで、相談受付から利用に至るまでの一貫した仕組みがないことや受任調整が課題として見たことから、これを踏まえて行政へ提言、2011年に市からの受託で成年後見センター開設。

▶後見支援チーム会議

月2回の行政とセンターによる「ケース会議」で振り分けを行い、月1回の専門職と社協との受任調整の「ケース方針調整会議」を開催。2018年度より市長申立案件について「後見支援チーム会議」を開催。

▶福祉まると相談窓口活用と市民後見人養成の工夫

社協の事業としてもともとある福祉まると相談窓口との連携、また、市民後見人養成時に地域福祉やまると相談等について講義の時間を設けることで、相互の役割を理解。また生活支援コーディネーター等と連携し地域に向けて制度や養成講座の広報を実施。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	後見人候補者 推薦
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	親族後見人支援 補助・保佐の
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2004年度～	社協として法人後見事業立ち上げの検討開始。先進地視察、研修実施。
2005年度	山形市社協内部での検討会5回実施。要綱の整備。家庭裁判所との調整。
2006年7月	法人後見事業開始。(2018年度までの延べ受任数165件) Point 1
2010年度	法人後見受任から顕在化した課題解決のため受任団体との意見交換会実施。
2011年度	意見交換会を重ねながら、先進地域の成年後見センターを視察。山形市内の各機関の現状と今後の方針について報告をまとめる。
2012年度	「山形市成年後見制度利用者支援検討会」の設置。 Point 2 (学識者、弁護士会、司法書士会、社会福祉士会、民事連、包括等12名)
2013年5月	山形市からの委託事業を受け「山形市成年後見センター」開設。
2016年度～	「地域に権利擁護の担い手を育成するために」市民後見人の養成を開始
2018年8月	山形市成年後見センターを中核機関として位置づける。



POINT

Point 1

山形市社協として法人後見の必要性をキャッチし、取組の検討を進めました。日自の利用者が多く、本来であれば成年後見制度への移行が求められる事案でも社協が抱え続けざるを得ない実態がある等、現状と課題分析を行い、法人後見事業をスタートさせました。

Point 2

- 成年後見制度の相談から利用までの一貫した支援体制が欠けている。
- 成年後見人等の受任者が見つかりにくく、選任まで多くの時間を要する。
- 成年後見人等を受任する各法人の組織、活動範囲が多様で総合調整するところがない。
- 成年後見制度自体の周知が不十分であり、普及活動が望まれる。
- 低所得者では申立費用の負担が大きい。

Point 3

センターはすでに中核機関の機能を有していることにより、山形市がセンターを中核機関として位置づけました。また、山形市社協で受けている「福祉まるごと相談」による窓口の一本化により、包括的な相談対応から権利擁護支援が必要な利用者がこぼれ落ちないように、連携がなされることになりました。

法人後見を受任することで明らかとなった課題とは何でしょうか？

法人後見受任は、2006年度には4件でしたが、2008年度には24件となりました。候補者の移行事案が多く、候補者の受任調整に時間がかかることが大きな課題となっていたことがわかりました。



Ⅲ. 山形市における体制の特徴について

1. 全体の業務と受任調整

現在、山形市成年後見センターでは下記の業務を行っています。

- ①制度利用に関する相談対応
- ②相談ケースへの個別対応・支援
- ③申立て手続の支援
- ④後見人の受任者調整
- ⑤後見人に対する支援
- ⑥制度の広報・普及活動
- ⑦市民後見人の養成、名簿管理、フォローアップ
- ⑧協議会等の運営に関すること

もともと、成年後見センターでは、①②の業務をとおして親族からの相談をしっかりと受け止め、制度利用についての助言や手続きの支援を丁寧に行う実践を行ってきました。

また、④の後見人の受任調整についても、力を入れてきました。受任調整は、「ケース会議」（定例、月2回）と「ケース方針調整会議」（定例、

月1回）で行っています。

「ケース会議」は高齢・障害担当の行政職員とセンター担当者による会議で、「ケース方針調整会議」に提案する内容を検討します。「ケース方針調整会議」では、弁護士会・司法書士会・社会福祉士会の委員と市社協で受任機関の調整を行います。市長申立が必要と思われる事案はこの会議で検討され、受任者調整が行われるため、後見人が選任されるまでに時間がかかるという課題について、改善されました。

また、「ケース方針調整会議」で検討された候補者について、市民後見人の選任事案も含め、家庭裁判所はケース方針調整会議の内諾者を加味して後見人等を選任しており、連携を図りながら進めることができます。

この仕組みは中核機関設置後も継続しています。

2. 後見支援チーム会議

中核機関設置後に新たに整備したものが「後見支援チーム会議」です。後見制度の利用はゴールではなく、スタートであると考え、市長申立案件について、審判後も成年後見センターとして継続した支援が行えるよう、この会議を行っていくことを決めました。

後見支援チーム会議は、後見人や関係者が顔を合わせ、情報共有や支援の方向性を検討するための会議です。チームとして意思決定支援を含む支

援方針の共有等を行い、課題が出現した際には適切な支援や関係機関につなぐことができるよう、センターが調整役を担います。

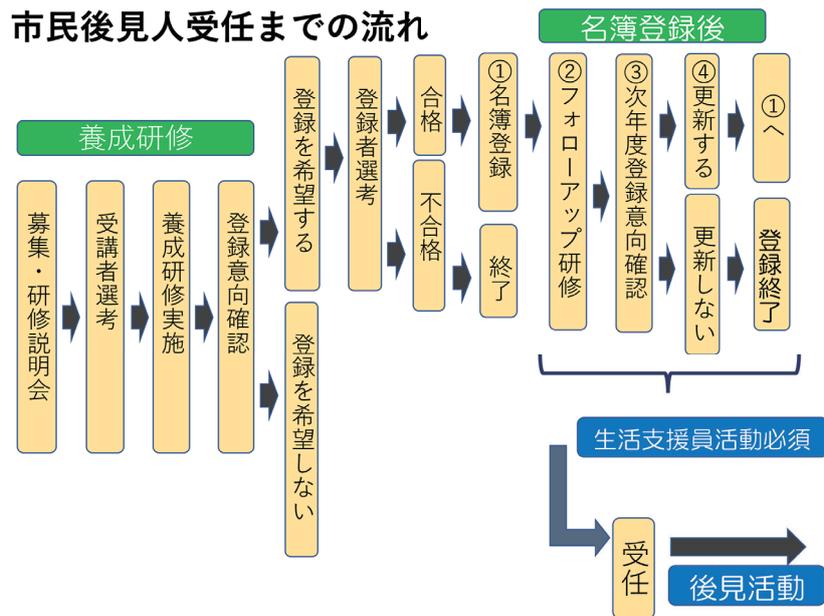
支援者側からも、支援チームとして成年後見センターへの相談がしやすくなった、状況が変化したときに再度関係者が集まって協議することができるので継続した支援につながる、と好評です。2020年度からの新たな取組として、後見支援チームに対する専門職派遣も検討中です。

3. 「地域に権利擁護の担い手を育成するために」 市民後見人を養成

山形市では「地域に権利擁護の担い手を育成するために」をスローガンとして、市民後見人の養成に2016年度より取り組んでいます。受講者は、市民後見人として登録しなくても、法人後見支援員や日自の生活支援員として活動を希望する方も

受講できるようになっています。

また、地域での普及啓発のために、地域の金融機関と協力連携を図り、金融機関の職員やOBも受講しています。



担当者より

日常生活自立支援事業（日自）に継続して取り組む中、意思決定支援のあり方、多額の財産管理など、日自だけでは対応が困難な課題がでてきました。行政と社協間のこれまでの信頼関係を活かし、行政とも連携をとりながら、本人の状態に応じた支援に繋いでいます。



■参考URL 連絡先

山形市福祉推進部長寿支援課
TEL：023-641-1212

山形市社会福祉協議会 成年後見センター
TEL：023-674-0680

URL：https://www.yamagatashishakyo.or.jp/seinen/